

本日、推奨顔認証システム導入店の店頭告知マークをリリースします  
～ 各方面へ積極的な働き掛けが行える企業人へ～

#### 推奨顔認証システム導入店の店頭告知マークをリリース

個人情報保護法で、新たに顔認証システム導入店の店頭告知を求めています。この要請に応えるため、9月9日(金)第3回理事会の決議に基づき、本日、下記の推奨顔認証システム導入店の店頭告知マーク(別名:顔識別機能付きカメラ用アイコン)をリリースします。安全・安心・快適を願い、日本中の顔認証システム導入店にはこのマークが掲示されることを願っております。



#### 工業会 JEAS としての安全対策の事例

カメラの工業会、認定個人情報保護団体として、個人情報保護指針の改訂だけに留まらず、例えば、画像分野の事業支援として、安全・安心なシステムを提供するための「推奨顔認証システム試験」の実施、そのシステムを運用する方々の技術力向上のための「科学保安講習会」の開催、現場でそのことが正しく実行されているかの確認「科学保安ステッカー貼付のための審査」を行っています。つまり、もの作りから、現場適応、そのチェックまでの模範例を作っております。

※ 詳細は「万引防止に関する画像認識の状況や使用事例、法律的な課題」を参照

<https://www.jeas.gr.jp/20220915.pdf>

#### 4月1日施行の改正個人情報保護法のポイント

- ① 個人の権利利益を害するおそれ大きい、漏えい等の事態が発生した場合等に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されました。
- ② 外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。
- ③ 6か月以内に消去するデータについて、開示請求の対象となります。また、個人データ

を提供・受領した際の記録も開示請求の対象となります。開示方法については、本人が指示できるようになりました。

- ④ 個人関連情報の第三者提供の制限等として、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務付けられました。
- ⑤ 今回の個人情報保護法の改正は、より柔軟な経済活動を狙っています。仮名加工情報は、その代表とも言える新たに創設された条項です。ただし、仮名加工情報は取り扱う場合には正確な対応が求められています。

### ■ **個人情報と仮名加工情報の関係**

#### ➤ **個人情報である仮名加工情報**

- ✓ **自社で仮名加工情報を作成した事業者**  
→通常、個人情報である仮名加工情報  
∴容易照合性

#### ➤ **個人情報ではない仮名加工情報**

- ✓ **自社で仮名加工情報を作成したケースで、元データを削除した場合**
- ✓ **委託先・共同利用先：**  
→個人情報ではない仮名加工情報

### データ活用の重要性が増す中、各方面へ積極的な働き掛けが行える企業人へ

- ① 地方においても、スマートシティを進めるためには個人情報を含めた ICT 基盤との連結が移動手段・医療・行政サービス・決済や買物・観光事業などの分野で不可欠になっている。  
※別紙セキュリティ産業新聞原稿 9 月 25 日号参照
- ② 新事業を行う際は、データマッピングを行いセキュリティ性やプライバシー保護の観点で支障がないかを確認する。  
※別紙セキュリティ産業新聞原稿 9 月 25 日号参照
- ③ 個人情報保護の観点では、個人情報に精通した弁護士、認定個人情報保護団体、個人情報保護委員会等に事前に確認をしておくことが望ましい。
- ④ 住民のプライバシーに関しては、住民や社会から非難を浴びないように実施前の積極的な広報や代表者への説明会や問い合わせ窓口の設置などの配慮が必要である。
- ⑤ 画像利用に関する新しい試みに関しても実証実験を行っていただきたい。有識者や消費者団体担当を入れた検証委員会を設置し、検証結果を公開していくことで、安全・安心が担保され、ビジネスの拡大に寄与する。

以上